平成３０年（フ）第６５７号
名古屋市北区天道町５丁目12番地の３　ユニーブル城北ステージ405号
債務者　岩田　佳枝
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第６６７号
名古屋市守山区守牧町54番地　ノーブル臼井103号、従前の住所愛知県瀬戸市東郷町55番地の４
債務者　加利部希順こと　裵　　希順
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第６７７号
名古屋市熱田区三本松町７番18号
債務者　三浦賢治こと　崔　　賢治
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第８号
大分県竹田市荻町高城925番地２
債務者　阿部　　恵
1　決定年月日時　平成30年６月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月14日まで
大分地方裁判所竹田支部破産係

平成３０年（フ）第７０５号
愛知県瀬戸市池田町132番地
債務者　後藤　久美
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第７１２号
愛知県東海市加木屋町２丁目184番地　グランコート加木屋（401号）
債務者　佐々木　敏
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第７４８号
名古屋市中川区大当郎３丁目1706番地の１　ＳＡＭＡＸフィオーレ205号、従前の住所名古屋市中川区大当郎２丁目1216番地　アベニュー上田402号
債務者　池元　加奈
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第７７９号
名古屋市中川区開平町１丁目39番地　開平荘102号
債務者　渡部　　勝
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第４１０９号
東京都世田谷区桜丘５丁目32―５―201
債務者　星川　依子
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４１１０号
東京都世田谷区桜丘５丁目32―５―201
債務者　星川　好男
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４１９０号
東京都板橋区四葉１丁目15―３―307
債務者　大久保通世
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４１９３号
東京都江東区大島５丁目11―６―202
債務者　古口　直美
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４２２６号
神奈川県川崎市川崎区池上新町２丁目12―８―301
債務者　西村　忠告
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４２２８号
東京都足立区大谷田５丁目５―１―307　第二成和ハイツ
債務者　今野　文太
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４２２９号
東京都北区滝野川３丁目79―１―803
債務者　福田　義信
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４２３２号
東京都八王子市小比企町1726―１―109
債務者　福田　克範
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部